



号外 交通安全だより



KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT

令和5年10月兵庫県くらし安全課

「ペダル付原動機付自転車」は「自転車」ではなく「バイク」です

「ペダル付原動機付自転車」は、いわゆる「バイク」であって、道路交通法上は、原動機付自転車に分類されます。ペダル付原動機付自転車は、原動機を使用せずに走行することも可能ですが、ペダルを用いて人の力のみによって走行する又はスイッチを切り替えて電動アシスト自転車モードで走行したとしても原動機付自転車の「運転」に該当します。ペダル付原動機付自転車を運転する場合は、以下のことが必要です。

ナンバープレートの表示

- 区市町村税条例で定める標識（ナンバープレート）を車両の後面に見やすいように表示すること

運転免許を受けていること及び免許証の携帯

- 一般原動機付自転車を運転することができる運転免許（原付免許・普通免許等）を受けていること

一般原動機付自転車の交通ルールを守ること

- 乗車用ヘルメットを着用すること
- 原則一番左側の車両通行帯を通行すること
- 多通行帯の交差点では二段階右折をすること

※ 歩道や普通自転車専用通行帯を走行することはできません。

自賠責保険又は共済の契約

- 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約が締結されていること

保安基準を満たした装置



ペダルを漕がなくても走れる乗り物は自転車ではありません！

無免許運転や無保険運行のほかナンバー不表示や保安部品を備えない（整備不良）状態でペダル付原動機付自転車を走行させると法令により罰せられます。